

会報

明石のぼうさい

編集発行/明石防火協会(明石市消防局予防課内)

〒673-0044 明石市藤江924番地の8

TEL(078)918-5272 FAX(078)918-5983

ホームページアドレス : <http://www.akashi-bouka.jp/>

令和二年 明石市消防出初式



十五台を先頭に、消防吏員、消防団員、自衛消防隊員、婦人防火クラブ員、子ども消防隊員八百八十二名が入場行進を行いました。

曇り空ではありましたが、参加して頂いた六十六名の工場部会自

典と並行して、指揮先行車、はしご車を含む八台を展示しました。

その後、消防局・消防団の車両五十五台を先頭に、消防吏員、消防団員、子ども消防隊員八百八十二名が入場行進を行いました。

一月十二日(日)午前十時から市役所周辺で明石市消防出初式が挙行されました。

昨年同様に、明石市立市民会館

大ホールにて、表彰授与式、市長式辞、消防長誓いのことば、来賓祝辭、消防団長挨拶、万歳三唱と続

き、式典は終了しました。また、式典と並行して、指揮先行車、はしご車を含む八台を展示しました。

その後、消防局・消防団の車両五十五台を先頭に、消防吏員、消防団員、自衛消防隊員、婦人防火クラブ員、子ども消防隊員八百八十二名が入場行進を行いました。

曇り空ではありましたが、参加して頂いた六十六名の工場部会自

衛消防隊員は、大勢の観客の中、行進曲に合わせ堂々と行進し、泉市長による観閲を受けました。



最後に、駐車場二階にて、消防救助隊による救助訓練演技や三連はしご乗りの演技、消防署・消防団による一斉放水演習が行われました。

毎年恒例の一斉放水演習は、消防団の各分団からの代表班が日頃の成果として可搬式小型動力ポンプを使い駐車場から市役所屋上に向けて一斉放水すると、会場から拍手喝采を浴びていました。

なお、式典では、防火対象物の火災予防・保安管理に多大な成果を



- 株式会社カネミツ
- 株式会社アイ・エフ・ケイ
- 関西建設工業株式会社明石本店
- 明石酒類醸造株式会社
- 防火管理優良事業所

挙げた事業所並びに永年にわたり火災予防に尽力し、その功労が顕著な事業所が表彰されました。

〔表彰事業所は次のとおり〕

工場・危険物部会 合同視察研修

工場部会と危険物部会の合同による視察研修が令和元年十一月一日(金)に実施されました。碇武危険物部会長・二星工場部会長以下二十四名の部会員の方が公務多忙の中、参加されました。

今回の視察研修先は、神戸市東灘区にある神戸製鋼所神戸製鉄所です。

当施設は、昭和三十四年に第一高炉に火入れして長年一貫して鋼材生産を続けていましたが、平成二十九年に最後の第三高炉を休止し、以後、線材と棒鋼を生産するとともに、高炉跡に、発電所を建設し現在(株)コベルコパワー神戸として、営業を開始しております。

今回、線材工場と発電所視察をさせていただきました。線材工場では、加古川製鉄所で精錬された鋼材が、加熱炉で高温にされ線材圧延加工過程にて次々に圧延される様は、熱気と圧巻の迫力を感じました。

発電所では、タービン建屋内及び屋上にて、施設の概要と特に環境への配慮について詳しい説明を受けました。また、神戸製鉄所における災害対応について、昨年の風水害を受けての神戸製鉄所の現状の取り組みについて



明石特防・旅館ホテル 部会合同視察研修

今回の視察で、製鉄所も時代の流れを受け、その形態を変化させつつあることが、実感できたとともに、大規模な工場の運営や安全管理について、興味が持て大変有意義な視察研修となりました。

説明がありました。それについて、部会員からの質問に対し、丁寧な説明を受けました。

今回の視察研修先は、京都市にある「ロームシアター京都」を見学させていただきました。

日の中、柏木特防部会長、池田旅館ホテル部会長以下七名の部会員の方が公務多忙の中、参加されました。

この日は、二月とは思えない暖かい

これは、令和元年七月に発生した京都市京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため施行されるものです。

事業所で、ガソリンを購入される場合は、ご協力をお願いします。

「危険物の規制に関する規制の一部を改正する省令」について

特防部会と旅館ホテル部会の合同による視察研修が、令和二年二月十二日(水)に実施されました。

防災面では、ホール自体が閉館しているときでも商業施設は開いている事や、獨特な作りから連携を密にとり避難誘導に力を入れた訓練を繰り返し行うことによって、火災等の緊急時に対応できるようにしているとのことでした。

令和2年
2月1日施行

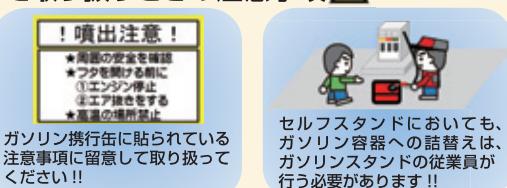
ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で

①本人確認(運転免許証の提示など) ②使用目的の確認を行うとともに、販売記録を作成することが義務付けられています。

ガソリンを取り扱うときの注意事項



皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連 石油連盟 全農 消防庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>